

地域再生計画認定申請マニュアル (各 論)

※ 政省令及び基本方針が未確定であることから、今後内容の変更があり得ます。

平成24年9月
内閣府 地域活性化推進室

※平成 24 年度の公募は 4 月 27 日～5 月 28 日に実施済み。

(参考) 地域イノベーション創出実証研究補助事業 (経済産業省) :【B 1 1 0 7】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

経済産業省では、地域の資源や技術を活かした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業をはじめとする産学官のリソースを最適に組み合わせさせた共同研究体による実証研究を支援します

② 支援措置の内容

地域の中小企業をはじめとする産学官のリソースを最適に組み合わせさせた共同研究体が行う、地域発の優れた実用化技術の実証又は性能評価等を支援する「地域イノベーション創出実証研究補助事業」の採択審査において、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度の配慮を行います。

※なお、地域再生計画に認定された場合においても、本支援事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

③ 支援措置に係る必要な手続

支援措置を受けるためには、中小企業経営支援等対策費補助金（地域イノベーション創出実証研究補助事業）の交付要綱・公募要領により経済産業省に申請手続を行う以前に、地域再生計画の認定を受ける必要があります。公募要領については経済産業省ホームページにおいて公表されます。

なお、地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体（民間団体等）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

④ 認定申請にあたって必要な書類

特になし

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請にあたっては、上記の事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

事業の公募時期等については地域イノベーション創出実証研究補助事業の公募要領を御参照ください。（24年度は4月27日～5月28日に公募済み。）

○措置の区分：予算措置

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 中小企業経営支援等対策費補助金（地域イノベーション創出実証研究補助事業）交付要綱
- ・ 地域イノベーション創出実証研究補助事業 公募要領